

令和元年度第2回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和元年5月10日（金）午後1時53分 から 午後3時45分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	13番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	吉田	隆一
		4番	高島	敏男
		5番	齊藤	秀樹
		6番	水越	修一
		7番	竹内	善美
		8番	宮山	繁治
		9番	小島	栄
		10番	飯島	新九郎
		11番	石島	良幸
		12番	坂入	進
		14番	國府田	喜久男
		15番	栗島	菊雄
		16番	稲見	くに子
		17番	飯泉	孝
		18番	栗島	和子
		19番	谷島	悦夫
		20番	鳩貝	英子
		21番	小野田	勝男
		22番	関口	均
		23番	吉原	一雄
		24番	齊藤	一弥

4、欠席委員 1番 赤城 美子

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、報告

報告第 10 号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて

4、議案

議案第 9 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 10 号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 11 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 12 号 農地法第5条の規定による許可後の継承を伴う事業計画
変更申請について

議案第 13 号 買受適格証明願（3条）について

議案第 14 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 15 号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価について

議案第 16 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画につい
て

5、報告

報告第 7 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 8 号 制限除外の農地移動届について

報告第 9 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

6、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	山形 浩之
次長兼農地調整課長	田所 秀一
農地調整課庶務調整グループ副参事	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	倉持 寿和
農地調整課庶務調整グループ主事	堀江 孝明

7、会議の概要

議 長

只今より令和元年度第2回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、23名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、1番・赤城美子委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の山形局長、田所次長、菊地副参事、渡邊係長、倉持主任、堀江主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、6番・水越委員と、7番・竹内委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、報告第10号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」事務局より説明をお願いします。

事務局

田所次長より説明いたします。

本日配布いたしました報告10号をご覧くださいと思います。報告第10号、農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて、令和元年5月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

議案第9号受付番号第16番、議案書の5ページの案件ですが、取下願が提出されました。取下願の理由は、譲渡するにあたり、申請地を整備するために日数が必要なため取下げるものであります。報告は以上でございます。

議 長

報告のとおりでございます。議案書5ページ、議案第9号、受付番号16番の削除をお願いします。

つづいて、日程第4、議案第9号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、議案第9号、受付番号3番及び7番、並びに15番、及び18番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

はじめに、受付番号3番は、15番議席・栗島委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時55分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第9号、農地法第3条の規定による許可について、令和元年5月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号3番、譲受人：筑西市上野、譲渡人：栃木県宇都宮市鶴田町、申請土地

の表示：関本肥土字西勝、台帳地目：田、現況地目：田、面積 1,002 m²、契約内容：売買、譲受人の経営面積 2,094 a、譲受人の従農者数：5(2)、譲渡人の経営面積：10a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

栗島和子
委員

18番、栗島です。
3番についてご報告いたします。渡人は現在、栃木県に住んでおられて、貸しておりましたが、今後も耕作できないため、今回の申請に至りました。受入の方も規模拡大ということで問題ないかと思われそうですが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
受付番号3番を採決いたします。議案第9号、受付番号3番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第9号、受付番号3番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、15番議席・栗島委員の除斥を解きます。

午後1時58分 解除

つづいて、受付番号7番の審議に入りますが、筑西市農業委員会会議規則第21条の規定により、ここで議長を柴会長職務代理者に交代いたします。

(議長交代)

議長指名により、議長を交代しますが不慣れですので、皆様のご協力を仰ぎながら、議事進行したいと思います。

それでは、議案第9号、受付番号7番は、13番議席・水柿委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後2時00分 除斥

受付番号7番について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

7番、筑西市内淀、水戸市上国井町、清水字御領前、田、田、829㎡、外16筆、合計17筆、合計面積15,166㎡、売買、467a、2(2)、269a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

吉原一雄
委員

23番、吉原です。

これは受人と公社との取引になっておりますので、なんら問題がないと判断しました。以上でございます。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

受付番号7番を採決いたします。議案第9号、受付番号7番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第9号、受付番号7番は原案どおり許可することに、決しました。

13番議席・水柿委員の除斥を解きます。

午後2時03分 解除

ここで、議長を交代いたします。皆様の協力によりまして、無事議長を終わることが出来ました。ありがとうございました。

(議長交代)

それでは、つづいて受付番号 15 番について、24 番議席・齊藤委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 2 時 06 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

15 番、筑西市稲荷、筑西市舟生、木戸字宮本、畑、畑、1,131 m²、売買、6,509a、4(4)、93a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委員

15 番、栗島です。

受人は大規模経営者で譲渡人は規模縮小を希望しており、今回の議案となりました。よろしくお願いたします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

受付番号 15 番を採決いたします。議案第 9 号、受付番号 15 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 9 号、受付番号 15 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、24 番議席・齊藤委員の除斥を解きます。

午後 2 時 08 分 解除

つづいて、受付番号 18 番については、3 番議席・吉田委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 2 時 10 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

18 番、筑西市小川、筑西市小川、小川字柿木、田、田、991 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 1,872 m²、売買、101a、3(3)、17a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

高島敏男
委 員

4 番、高島です。

4 月 25 日に書類審査、その後電話で確認しました。受人は共同で法人の起ち上げを進めており、そのための土地の取得だそうです。問題なしと思われませんが、更なるご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

受付番号 18 番を採決いたします。議案第 9 号、受付番号 18 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 9 号、受付番号 18 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、3 番議席・吉田委員の除斥を解きます。

午後 2 時 12 分 解除

つづいて、議案第 9 号、受付番号 1 番及び 2 番、4 番から 6 番、8 番から 14 番、並びに 17 番について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

番号：1番、筑西市黒子、筑西市黒子、黒子字東浦、畑、畑、443㎡、売買、81a、2(2)、28a。

2番、筑西市成田、筑西市成田、成田字中坪、畑、畑、2,105㎡、売買、168a、2(2)、29a

4番、筑西市上川中子、東京都世田谷区梅丘1丁目、大塚字屋敷、田、田、1,130㎡、売買、1,716a、4(2)、11a。

5番、筑西市落合、水戸市上国井町、落合字富士、田、田、400㎡、売買、3,159a、7(4)、269a。

6番、筑西市山崎、水戸市上国井町、五所宮字宮東、田、田、6,000㎡、売買、3,994a、8(6)、269a。

8番、筑西市木戸、筑西市木戸、木戸字株木、畑、畑、762㎡、売買、44a、5(1)、83a。

9番、筑西市桑山、千葉県白井市野口、桑山字拾貳番耕地、畑、畑、967㎡、売買、112a、2(2)、10a。

10番、筑西市関館、神奈川県相模原市南区上鶴間5丁目、関館字川入、畑、畑、1,130㎡、売買、113a、5(1)、27a。

11番、筑西市関本下、筑西市関本下、関本上字中島、畑、畑、502㎡、外4筆、合計5筆、合計面積11,693㎡、贈与、同一世帯、4(4)、150a。

12番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字拾五番耕地、田、田、967㎡、外5筆、合計6筆、合計面積5,725㎡、使用貸借、0a、4(1)、33a。

13番、筑西市寺上野、下妻市大木、海老江字北向、田、田、1,901㎡、外5筆、合計6筆、合計面積15,736㎡、売買、147a、4(2)、66a。

14番、筑西市松原、筑西市松原、松原字石倉、畑、畑、944㎡、外1筆、合計2筆、合計面積2,138㎡、売買、2,113a、4(2)、302a。

16番、取下げになります。

17番、筑西市伊佐山、筑西市伊讚美、伊讚美字上寺野、田、田、991㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,982㎡、交換、492a、4(4)、1,230a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

齊藤一弥
委員

24番、齊藤です。

1番と8番を報告します。書類審査後、電話で確認しました。譲渡人は農業に興味がなく土地の管理に困っていたそうです。その隣接する場所で譲受人が柚子を栽培しておりまして、現場で話がまとまり、売買に至ったそうでございます。8番ですが、譲渡人は農業を縮小するということであり、譲受人は仕事をリタイヤしまして、この畑において夫婦で野菜を作りたいということで売買が成立したそうでございます。2件とも許可相当と思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長	2番をお願いします。
水越修一 委員	6番、水越です。 2番について説明させていただきます。譲受人と譲渡人においては、隣同士ということですが、譲渡人は規模縮小を望んでおり譲受人については専業で農家を営んでおります。申請内容に相違ないと思っておりますので、許可相当と思っております。合わせて4番について説明いたします。譲渡人は、現在東京都在住で、相続で取得した農地です。譲受人については認定農業者であり、規模拡大を望んでいるということですが、双方に電話で確認しましたところ譲渡人についてはもう農地はいらぬということですが、譲受人については規模拡大のために取得したいということですのでございます。申請どおり認めたいと思っておりますが更なるご審議をお願いいたします。
議長	5番をお願いします。
柴保 委員	2番、柴です。 5番についてご報告申し上げます。譲受人は優秀な後継者でありまして毎年のように規模拡大を行っております。最近では輸出米なども手掛けておりまして、許可相当と思われまゝ。更なるご審議をよろしくお願いいたします。
議長	6番をお願いします。
飯泉孝 委員	17番、飯泉です。 先月に書類審査そして直接本人に会いました。受人は大規模農家でありまして、規模拡大をしたいとのこととあります。また、渡人が振興公社でもあることから許可相当と思われまゝ。皆様のさらなるご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議長	9番をお願いします。
吉原一雄 委員	この案件については書類審査をしたのちに確認しました。渡人は千葉県在住です。果樹や梅などが植わっており野菜畑を要している農地であります。受人は土地を売買したいということも含めた話があったそうです。なんら問題ない案件だと思われまゝですので許可相当と判断いたしました。以上です。
議長	10番をお願いします。
竹内善美 委員	7番、竹内です。 渡人は神奈川県に住んでおりまして、こちらまで通ってくるのが難しいということですが、もともと受人的の方をお願いしていたということですが、手放したいということと話がまとまったそうです。なんら問題はないと思っておりますが皆様

の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 11 番をお願いします。

栗島菊雄 15 番、栗島です。

委 員 譲受人と譲渡人は、同一世帯の親子関係です。譲渡人が高齢になったため後継者である譲受人に贈与をしたいということです。なんら問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 12 番をお願いします。

吉原一雄 12 番の案件につきましては、渡人の息子さんである受人が規模拡大をしていきたいという希望があったそうです。親子関係でありますのでなんら問題はないと思いますので更なるご審議をお願いします。

議 長 13 番をお願いします。

石島良幸 11 番、石島です。

委 員 13 番と 14 番についてご報告いたします。書類審査後、双方に後日確認をとりました。なんら問題なく許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いします。次に 14 番も同じく書類審査後、後日双方に確認をとりました。なんら問題なく許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いします。以上です。

議 長 17 番をお願いします。

坂入進 12 番、坂入です。

委 員 4 月 25 日に書類審査の後、受人、渡人に電話で確認したところ、契約内容等も含め相違ないということであります。なんら問題ないと思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いします。

議 長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第 9 号、受付番号 1 番及び 2 番、4 番から 6 番、8 番から 14 番、並びに 17 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第9号、受付番号1番及び2番、4番から6番、8番から14番、並びに17番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第10号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第10号、農地法第4条の規定による許可について、令和元年5月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1番、申請人：筑西市藤ヶ谷、申請土地の表示：藤ヶ谷字藤野、台帳地目：畑、現況地目：雑種地、面積：134㎡、外2筆、合計3筆、合計面積：3,523㎡、転用目的：農業用資材置場。

申請地は、筑西市立関城中学校の北側約1.87km、筑西市立関城体育館の北西側1.13kmに位置する、農用地区域内の農地です。申請者は、花卉園芸業を営んでおります。今般、転用の許可を得ずに農業用の資材置場として利用してきたことが判明したことから、是正すべく申請に至っております。なお、農業振興地域整備計画における農業用施設用地への変更がなされており、申請書に始末書が添付されております。

2番、筑西市飯島、小川字空拓山、宅地、畑、495.86㎡、自己住宅。

申請地は、県道小川川島停車場線の東側約362m、筑西市立下館西中学校の北西側約1.53kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現居住地が狭小であり駐車スペースを確保することも困難なため、所有地に新たな住宅を建築する計画となっております。

3番、筑西市井出蛭沢、井出蛭沢字蛭澤、畑、宅地、138㎡、農業用倉庫。

申請地は、国道50号線の北北西側約1.01km、筑西市立小栗小学校の南南西側約2.94kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、今般、転用の許可を得ずに農業用倉庫を建築したことが判明したことから、是正すべく申請に至っております。なお、申請書に始末書が添付されております。

4番、筑西市伊讚美、伊讚美字上寺野、田、田、785㎡、農業用作業場。

申請地は、筑西市立川島小学校の北北西側約1.11km、小川川島停車場線の東側約534mに位置する、農用地区域内の用地です。申請者は、当該申請地の周辺で農業を営んでおります。今般、より生産性を高めるために耕作地近くで農業用作業場が必要なことから、本申請に至っております。なお、農業振興地域整備計画における農業用施設用地への変更がなされており、以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

竹内善美
委員

7番、竹内です。

先月25日に書類審査の後、現地確認をしました。申請人は観葉植物や花を大きくやっております鉢などのいろいろな資材が置く場所がなく農地を無断で置き場にしていたそうです。始末書もでており許可相当と思われますが皆様方の更なるご審議よろしくをお願いします。

議長

2番をお願いします。

宮山繁治
委員

8番、宮山です。

4条の2番でございますが、4月25日に現地、書類を確認しました。これについては自己住宅ということで、現況は畑になっておりますが台帳は宅地であります。相続による新宅条件を満たしているものと思われます。本人にも電話確認しております。許可相当と思われますが、更なるご審議をお願いいたします。

議長

3番をお願いします。

稲見
くに子
委員

16番、稲見です。

3番についてご報告いたします。4月26日に書類審査及び現地調査を行いました。現地には農業用倉庫が建っており長年使用しておりました。始末書が添付しており申請内容も間違いのないことです。許可相当かと思われますが、更なるご審議をよろしくをお願いいたします。

議長

4番をお願いします。

坂入進
委員

12番、坂入です。

こちらは営業目的でありまして、農業用作業所ということになります。4月25日に書類審査及び現地確認を行いました。なんら問題ないかと思われます。更なる皆様方のご審議をお願いします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

先に、受付番号1番を採決いたします。

受付番号1番については、30aを超える農地転用事案となります。

受付番号1番を許可相当とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数。よって議案第 10 号、受付番号 1 番は、原案どおり許可相当として県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

つづいて、受付番号 2 番から 4 番を採決いたします。

議案第 10 号、受付番号 2 番から 4 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 10 号、受付番号 2 番から 4 番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに決しました。

次に、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第 11 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和元年 5 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、譲受人：東京都品川区東五反田二丁目、譲渡人：筑西市笹塚、申請土地の表示：下平塚字北田、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：139 m²の内 35.01 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積：195.34 m²、契約内容：賃貸借、転用目的：資材置場（一時転用）。

申請地は、国道 50 号線バイパスの西側約 1.43 km、筑西市立下館西中学校の北側約 1.24 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。申請者は、電気通信工事業をはじめ、土木業などを営む法人です。今般、携帯電話サービスの品質改善を図るための電話基地局を建設する計画となっております。

2 番、つくば市東光台、筑西市古内、古内字樋口、畑、畑、6.56 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 376.88 m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道明野間々田線の北側約 676m、国道 294 号線の東側約 1.55 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在市外のマンションで生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、実家付近の当該地に新たな自己住宅を建築すべく、本申請に至っております。

3 番、筑西市木戸、筑西市倉持、倉持字古屋敷、山林、畑、499 m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道つくば真岡線の西南西側約 351m、明野自動車学校の南側約 186m

に位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、市内のアパートで生活しておりますが、家族が増えた際に手狭になってくることが予想されることから、実家付近の当該地に新たな自己住宅を建築すべく、本申請に至っております。

4番、筑西市一本松、筑西市関本上、関本上字北台、畑、畑、387㎡、使用貸借、自己住宅。

申請地は、筑西市立関本公民館の北側約490m、県道結城下妻線の東側約176mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。6戸連担が確保できます。申請者は、市内のアパートで生活しておりますが、子供が生まれたことで手狭となってきたことから、実家の隣接地に新たな自己住宅を建築すべく、本申請に至っております。

5番、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、井出蛭沢字蛭澤、畑、畑、198㎡、贈与譲渡人がもう一人おります。筑西市井出蛭沢、井出蛭沢字蛭澤、畑、畑、77㎡、合計2筆、合計面積275㎡、売買、自己住宅。

申請地は、国道50号線の北北西側約1.01km、筑西市立小栗小学校の南南西側約2.94kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。6戸連担が確保できます。申請者は、実家で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、実家そばの当該地に新たな自己住宅を建築すべく、本申請に至っております。

6番、保留となります。

7番、筑西市みどり町二丁目、筑西市一本松、一本松字八幡台、畑、畑、300㎡、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約467m、国道294号線の西側約915mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。6戸連担が確保できます。申請者は、市内のアパートで生活しておりますが、今後は独立した生活を考えており、当該地に新たな自己住宅を建築すべく、本申請に至っております。

8番、筑西市山崎、筑西市山崎、山崎字延光西、畑、畑、999㎡、使用貸借、農機具修理工場。

申請地は、県道真岡筑西線の北側約155m、筑西市立五所小学校の南南東側196mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、当該地のそばで農機具の卸・小売業、農機具修理業を営む法人です。業績が好調であり、今後も受注増加が見込まれ、新たな作業所が必要なことから、本申請に至っております。

9番、筑西市飯島、筑西市飯島、飯島字玉戸道東、畑、畑、221㎡、外3筆、合計4筆、合計面積2,102㎡、売買、駐車場。

申請地は、国道50号線の南東側55m、国道294号線の西側1.26kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、自動車の販売や修理業などを営む法人です。現在、市内に整備工場及び車両置場としての駐車場を構えておりますが、今般手狭になってきたことから、事務所に近い当該地に新たな駐車場を確保すべく、本申請に至っております。

10番、筑西市伊讚美、筑西市伊佐山、伊讚美字上寺野、田、田、991㎡、外

1筆、合計2筆、合計面積1,913㎡、交換、農業用作業場。

申請地は、筑西市立川島小学校の北北西側約1.11km、小川川島停車場線の東側約534mに位置する、農用地区域内の用地です。申請者は、当該申請地の周辺で農業を営んでおります。今般、より生産性を高めるために耕作地近くで農業用作業場が必要なことから、本申請に至っております。なお、農業振興地域整備計画における農業用施設用地への変更がなされております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

宮山繁治
委員

8番、宮山です。
1番と9番の説明をします。1番については賃貸借ではありますが、4月25日に書類審査及び現地調査をしております。賃借人、賃貸人ともに電話確認をしまして、将来電波塔建設するための資材置場として借用するというものでございます。続きまして9番なのですが、売買になります。こちらも同日に現地確認しております。譲受人と譲渡人の両方に確認をとっております。譲受人は自動車等の販売会社でありまして、駐車場として利用するということであります。従弟関係でもありますのでなんら問題ないと思っておりますが、更なるご審議をお願いいたします。

議長

2番をお願いします。

石島良幸
委員

11番、石島です。
2番と3番についてご報告いたします。書類審査後、現地を確認いたしました。受人、渡人は親子関係でして、なんら問題なく許可相当と思われまして、3番についても書類審査後、現地を確認いたしました。こちらも親子関係でありまして、問題なく許可相当と思われまして、更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

4番をお願いします。

栗島和子
委員

18番、栗島です。
4月25日に書類審査並びに現地調査を行いました。申請地は渡人の住まいの西側になります。受人とは親子関係です。問題ないと思われまして、更なる皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

5番をお願いします。

稲見
くに子
委員

16番、稲見です。
5番についてご報告します。4月25日に書類審査、現地調査を行いました。受人と渡人は親子です。もう1人の渡人は親戚の方です。先ほど4条の申請を

された方です。受人は現在実家に住んでいますが、お子さんが大きくなり家が狭くなってきたため、父親の土地を譲り受け、家を建てたいとのことですが、少し土地が狭いとのことで、親戚の方の土地を少し分けてもらい建てたいとのこと。許可相当かと思われませんが皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 7番をお願いします。

高島敏男 4番、高島です。

委員 4月25日に書類審査後、現地確認をしました。渡人に電話で確認をしたところ、受人は渡人の娘であり、現在は使用貸借であります。いずれは贈与するつもりであるとのことでした。許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いします。

議長 8番をお願いします。

飯泉孝 17番、飯泉です。

委員 8番をご報告いたします。先月に書類審査、また現地の確認を行いました。渡人受人は同一人であり農機具店でございます。現在の農機具の修理工場が手狭だということでありまして、今の大型機械に対応するべく広い修理工場を建てたいとのことでございます。問題はないかと思われましてので更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 10番をお願いします。

坂入進 12番、坂入です。

委員 こちらは、受人が先ほどの4条の4番の方でございまして、問題ないかと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

(小野田委員挙手)

小野田委員。

小野田 5条の案件ですが、若い人たちの自己住宅が6件でしておりますが、現在の少
勝男 子高齢化の中で未来が開ける気がします。

委員

議長 住宅が増えれば人口も増えるという考えもありますので、よいのではないかと思います。

ほか、ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 11 号を採決いたします。

議案第 11 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数。よって議案第 11 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第 12 号、農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更について、令和元年 5 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、承継者：筑西市小川、当初事業者：筑西市小川、申請土地の表示：小川字大堀向、台帳地目：山林、現況地目：宅地、面積：497 m²、許可年月日：平成 31 年 3 月 29 日、変更理由：融資の関係上、申請人の変更を要するため。

申請地は、県道小川川島停車場線の東側約 514m、筑西市立下館総合体育館の南西側約 569m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。平成 31 年 3 月 29 日付で自己住宅の許可を得ていましたが、担保提供者の名義が今回の名義人であり、以前の許可では融資を受けることができなかったため、今回の事業承継に至っております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 12 号を採決いたします。

議案第 12 号は、許可後の事業計画の変更でありますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする事、及び、原案どおり事業計画変更の承認書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員、よって議案第 12 号は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり承認書を発行することに、決しました。

次に、議案第 13 号「買受適格証明願（3 条）について」を上程いたします。議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第 13 号、買受適格証明願(3 条)について、令和元年 5 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：つくばみらい市筒戸、申請土地の表示：蓮沼字前原、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：189 m²、競売入札期間：令和元年 5 月 8 日から令和元年 5 月 15 日まで、願出人の経営面積 56a、従農者 2(2)。

提案理由。競売に参加するにあたり農地法第 3 条の規定による権利の取得者として不適格でないことの証明を行うものである。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、3 条許可の申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可できるものとする。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

谷島悦夫
委 員

19 番、谷島です。

1 番についてご報告します。4 月 26 日書類審査をし、後日、申請人に電話で確認したところ、家庭菜園をしたいということでした。よって、買受適格証明は可能かと思いますが皆様の更なるご審議をよろしくをお願いします。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 13 号を採決いたします。

議案第13号は、原案どおり買受適格証明（3条）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員、よって議案第13号は原案どおり、買受適格証明（3条）を発行することに、決しました。

次に、議案第14号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第14号、現況確認証明（非農地証明）について、令和元年5月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、申請人：筑西市大塚、申請土地の表示：大塚字薬師前、台帳地目：畑、現況地目：雑種地、面積：333㎡、外1筆、合計2筆、合計面積521㎡、現況：雑種地。

申請地は、茨城県西部メディカルセンターの南西側約138m、県道筑西つくば線の北東側約628mに位置する土地です。平成11年には農地ではないとして「課税証明」を添付し、証明願いが出されております。

2番、筑西市梶内、木戸字磯山、畑、山林、433㎡、山林。

申請地は、県道谷和原筑西線の西側約598m、筑西市立関城東小学校の南南東側約1.91kmに位置する土地です。周囲を山林・宅地で囲まれ、10年以上現在の状況が継続していることから、「航空写真」を添付し、証明願いが出されております。

3番、筑西市板橋、板橋字大久保、畑、宅地、166㎡、宅地。

申請地は、筑西市役所関城支所の東北東側約325m、県道明野間々田線の北側約386mに位置する土地です。平成10年には住宅敷地であったとして「航空写真」を添付し、証明願いが出されております。

4番、筑西市関本上、関本上字北台、畑、宅地、72㎡、宅地。

申請地は、筑西市立関本公民館の北側約490m、県道結城下妻線の東側約176mに位置する土地です。平成10年には住宅敷地であったとして「航空写真」を添付し、証明願いが出されております。以上です。

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

水越修一
委員

6番、水越です。

1番についてご報告いたします。本件は、書類審査をしたところ、20年以上農地でない課税状態であることを確認しました。また、現地確認をしたところ、

すでに伐採はされておりましたが、人、1人では抱えきれない伐採されて間もない切り株があり、農地ではないと確認してまいりました。皆様の更なるご審議をお願いしたいと思います。

議 長 2番をお願いします。

齊藤一弥 24番、齊藤です。

委 員 現地は関城地区のリサイクル置場の南に位置する畑です。現在は竹山となっております。管理もされていないような状況でした。面積も433㎡と畑に戻してもなかなか営農するには条件が悪い所であり、問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いしたいと思います。

議 長 3番をお願いします。

竹内善美 7番、竹内です。

委 員 この土地につきましては、地目が畑であると知らないまま、宅地で使用していたことから、今回の申請になりました。20年以上経過していますのでなんら問題ないと思いますが、更なる皆様方のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 4番をお願いします。

栗島和子 18番、栗島です。

委 員 4月25日に現地調査を行いました。先ほどの5条4番と隣接する場所でトタン屋根の小屋が建っていて20年以上経過していることからなんら問題ないかと思えます。更なる皆様方のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第14号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 15 号「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事より説明いたします。

議案第 15 号、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、令和元年 5 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。別に配布してあります議案書の方をご覧いただきたいと思えます。

この活動の点検・評価につきましては、農地等の利用の最適化の推進状況と農業委員会における事務の実施状況について、インターネット等で情報を公表することが法定化されたことにより、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画及び、活動計画の点検・評価結果を市のホームページ等で 6 月 30 日までに公表することとされております。

それでは、概要のみ説明いたします。

別添議案書 17-1 ページをお願いいたします。

時計数字Ⅰ：農業委員会の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）です。

1、農家・農地等の概要になっておりますが、統計誌 農林業センサス 2015 の数値を記入してございます。

2、農業委員会の現在の体制ですが、新制度に基づく現在の体制は、委員数 24 名、農地利用最適化推進委員が、20 地区で 20 名でございます。

17-2 ページをお願いいたします。

時計数字Ⅱ：担い手への農地の利用集積・集約化

1、現状及び課題

管内の農地面積 11,300ha、これまでの集積面積 4,012ha、集積率 35.5%、課題、人・農地プランに基づき農地中間管理機構を通じて、担い手への利用集積を促進する。

2、平成 30 年度の目標及び実績

集積目標 4,100ha に対し実績 4,012ha 達成状況 97.9%です。

3、目標の達成に向けた活動

活動計画と実績、広報紙等を活用し利用権設定制度と農地中間管理機構の制度を周知し活用を促進した。

4、目標及び活動に対する評価

担い手を中心に利用集積が図られた。目標値の見直しと PR 活動の継続が必要。

17-3 ページをお願いします。

時計数字Ⅲ：新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1、現状及び課題

新規参入の状況、30 年度の新規参入者数は 0 件でした。

課題、人・農地プランと併せて新規就農を進める。集落の歴史や人間関係等を考慮しつつ、人・農地プランに基づき担い手の育成及び新規参入の確保を図る。

2、平成 30 年度の目標及び実績

参入目標、5 経営体、面積は 2.5ha。新規参入の実績は 0 件でした。

3、目標の達成に向けた活動計画と実績

通年新規就農相談を受け付け、青年就農給付金の活用など農政課や農協・普及センターと連携して、新規の青年就農者及び女性や定年帰農者の掘り起こしを図る。

4、目標及び活動に対する評価

青年就農給付金の活用など農政課や農協・普及センターと連携して新規参入の促進を図る必要がある。

17-4 ページをお願いします。

時計数字Ⅳ：遊休農地に関する措置に関する評価

1、現状及び課題

管内農地面積 11,300ha、遊休農地面積 38.6ha、割合 0.34%。課題、利用状況調査の実施と遊休農地所有者への指導が必要。

2、平成 30 年度の目標及び実績

解消目標面積、3 ha、実績 1.9ha、達成状況 63%です。

3、2 の目標達成に向けた活動

農地の利用状況調査、7月から8月にかけて 40 人体制で市内の農地全域を調査し8月から9月にかけて調査結果をとりまとめ10月から11月にかけて農地の利用意向調査を実施した。地元農業委員・農地利用最適化推進委員による口頭指導は通年実施しているが効果は大である。

4、目標及び活動に対する評価

遊休農地の所有者等へ指導が行われ、目標として妥当と思われます。また、地元農業委員・農地利用最適化推進委員からの口頭指導が大変有効であると考えられます。

17-5 ページをお願いします。

時計数字Ⅴ、違反転用への適正な対応。

1、現状及び課題

管内の農地面積 11,300ha、違反転用面積 0 ha、割合 0 パーセント、農業委員会において、違反を認識しているにもかかわらず、放置している案件は 0 件でございます。課題としまして、違反転用の早期発見、早期指導の徹底が必要です。

2、平成 30 年度実績

実績 0 ha、増減無しです。0 ha。

3、活動計画・実績の及び評価

農地パトロール及び指導を実施した。地元農業委員・農地利用最適化推進委員と情報交換を密にして、違反転用にならないよう、農地パトロール及び指導を実施した。

17-6 ページをお願いします。

時計数字Ⅵ：農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1、農地法 3 条に基づく許可事務です。

1年間の処理件数164件、うち許可163件、不許可1件でございます。事実関係の確認ですが、申請書類の確認を行うとともに、地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局職員で現地調査並びに申請者に対する聞き取り調査を実施し、定例総会において議案ごとに審査し議事録を公表しております。標準処理期間は・申請書受理から28日でございます。

2、農地転用に関する事務

1年間の処理件数180件、事実関係の確認ですが、地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局職員による書類審査及び現地調査を実施し、定例総会において議案ごとに審査し議事録を公表しております。標準処理期間・申請書受理から28日でございます。

17-7ページをお願いします。

3、農地所有適格法人からの報告への対応

管内の農地所有適格法人数50法人、うち報告書提出農地所有適格法人数24法人、うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数26法人、うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数0法人、うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人数26法人、提出しなかった理由、指導しても提出がありません。今後の対応方針ですが、引き続き提出するよう指導します。

4、情報の提供等

賃借料情報の調査・提供状況ですが、調査対象賃貸借件数2,110件、市の広報紙に毎年4月に掲載しています。農地の権利移動等の状況把握、調査対象移動等件数1,577件、情報の提供方法としまして、必要に応じて郵送でお知らせしております。農地台帳の整備 整備対象農地面積11,709ha 電算処理システムを導入し毎月更新しております。

17-8ページをお願いします。

時計数字Ⅶ：地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

活動を通じての地域の農業者等からの意見要望はありませんでした。

時計数字Ⅷ：事務の実施状況の公表等

1、総会等の議事録の公表ですが筑西市ホームページに掲載し窓口でも閲覧できます。

2、農地利用最適化推進施策の改善についての意見提出ですが、

昨年6月に意見を募集し、7月農政企画審議会、8月総会議決を得て県を通して国へと意見を提出しております。提出件数は、18件でございます。

3、活動計画の活動の点検・評価の公表

筑西市ホームページに掲載し窓口でも縦覧できます。

以上が平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。今回、議決いただいた後に、国へ報告し筑西市ホームページで公表いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・吉原委員長より審議の報告を、お願いいたします。

吉原一雄
委員長

本日、午後1時15分より農政企画審議会を開催し、議案第15号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議 長

吉原委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第15号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、原案どおりとすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員、よって、議案第15号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、原案どおりとすることに決しました。

つづいて、議案第16号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事より説明いたします。

議案第16号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、令和元年5月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。概要を説明させていただきます。なお、改元になりましたので、平成31年度と書かれている部分は、令和元年度に読み替えます。

18-1 ページをお願いします。

時計数字：農業委員会の状況（平成31年4月1日現在）です。

1、農家・農地等の概要ですが、統計誌 農林業センサス2015の数値を記入してございます。

2、農業委員会の現在の体制ですが、新制度に基づく、現在の筑西市農業委員会の体制を記入してございます。現在委員数24名、農地利用最適化推進委員が、20地区で20名でございます。

18-2 ページをお願いします。

時計数字Ⅱ：担い手への農地の利用集積・集約化

1、現状及び課題

管内農地面積11,300ha、これまでの集積面積4,012ha、集積率35.5%。課題、人・農地プランに位置付けられた、地域の中心となる担い手への利用集積が行

われるよう、農地中間管理機構を活用し集積を加速する。

2、令和元年度の目標及び活動計画

目標、集積面積 4,500ha、うち新規集積面積 500ha。目標案設定の考え方、国の政策目標では、担い手への集積目標を令和 5 年までに全農地の 80%としており、当該目標の達成を目指す必要がある。活動計画、利用権設定と農地中間管理機構の制度の周知と P R や募集を行い、人・農地プランに基づき、農地中間管理機構を活用し集積を加速する。

時計数字Ⅲ：新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1、現状及び課題

新規参入の状況、新規参入者数は 30 年度は 0 件でした。課題、人・農地プランと併せて新規就農を進める、農政課及び農協・普及センターと連携し新規の青年就農者及び女性や定年帰農者の掘り起こしを図る必要がある。

2、令和元年度の目標及び活動計画

参入目標、5 経営体、面積は 2.5ha です。活動計画、通年新規就農相談を受け付け、青年就農給付金の活用など農政課や農協・普及センターと連携して、新規の青年就農者及び女性や定年帰農者の掘り起こしを図る。

18－3 ページをお願いします。

時計数字Ⅳ：遊休農地に関する措置

1、現状及び課題

管内の農地面積 11,300ha、遊休農地面積 38.6ha。遊休農地の割合 0.34%です。課題、後継者不足、不在村地主や未相続農地により遊休農地が発生している。農地中間管理機構を活用し遊休化の予防及び解消に取り組む。

2、令和元年度の目標及び活動計画

目標、遊休農地の解消面積 3 ha。目標案設定の考え方、遊休農地の 1 割程度の解消を目標にしています。活動計画、農地の利用状況調査、7 月から 8 月にかけて 50 人体制で市内の農地全域を調査し、随時、所有者等に対し指導をう。農地の利用意向調査、10 月～11 月にかけて実施して 11 月から 12 月に調査結果のとりまとめを行う。その他としまして、解消指導は地元農業委員・農地利用最適化推進委員による口頭指導が効果大である。

時計数字Ⅴ：違反転用への適正な対応

1、現状及び課題

管内農地面積 11,300ha、違反転用面積 0 ha。課題、早期発見・早期指導を徹底し発生を防ぐ。

2、令和元年度の活動計画案

活動計画 地元農業委員・農地利用最適化推進委員との情報交換を密にして、随時事前に違反転用にならないようパトロール及び指導を実施する。

以上が令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。

議案第 16 号についても本日議決いただいた後に、国へ報告し筑西市ホームページで公表いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

長より審議の報告を、お願いいたします。

吉原一雄
委員長

本日、午後1時15分より農政企画審議会を開催し、議案第16号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議 長

吉原委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第16号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」原案どおりとすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員、よって、議案第16号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、原案どおりとすることに決しました。

次に、日程第5、報告第7号から第9号を、事務局より説明願います。

事務局

報告第7号から第9号を田所次長より、説明いたします。

報告第7号、農地法第5条第1項6号の規定による届出について、令和元年5月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。20ページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用の届出です。倉庫兼作業所1件、太陽光発電設備1件、自己住宅4件、合計6件です。

つづきまして、報告第8号、制限除外移動届について、令和元年5月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。22ページをお願いいたします。

制限除外の農地移動届について、屋外設置型光アクセス装置の設置に関する届出です。農地法第5条第1項第7号農地法施行規則第53条第14号の規定により転用許可は不要です。

次に、報告第9号、農地法第18号第6項の規定による通知の報告について、令和元年5月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第18号第6項の規定に基づく合意解約について通知があったものです。報告件数は16件です。

報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和元年度第2回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和元年5月10日

議 長

署名委員

署名委員